

新町町章候補選定小委員会

第 1 回委員会資料

日 時：平成 1 6 年 6 月 3 日（木）午後 3 時 3 0 分～

場 所：日吉村住民センター 2 階研修室

広見町・日吉村合併協議会

第 1 回 新町町章候補選定小委員会 会議次第

日 時：平成 1 6 年 6 月 3 日（木）午後 3 時 3 0 分～

場 所：日吉村住民センター 2 階研修室

1 開 会

2 協 議

(1) 委員長および副委員長の選任について

(2) その他

3 その他

4 閉 会

新町町章候補選定小委員会設置要綱

(設置)

第1条 広見町・日吉村合併協議会(以下「協議会」という。)に新町町章候補選定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。

- (1) 2町村が合併した場合における新町の町章(以下「町章」という。)の候補の選定
- (2) 町章の募集方法に関する事。
- (3) 町章の選定基準に関する事。
- (4) 賞品及びその贈呈対象者の決定方法に関する事。
- (5) その他、町章の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、協議会小委員会規程第3条第1項の規定に基づき、次に定める委員8人で構成する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に定める委員 各町村1人
- (2) 規約第7条第1項第3号に定める委員 各町村1人
- (3) 規約第7条第1項第4号に定める委員 各町村2人

(解散)

第4条 小委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 月 日から施行する。

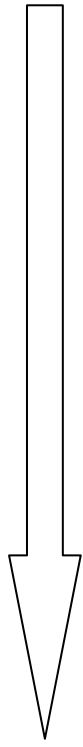
新町町章候補選定小委員会委員名簿

委員区分	選出町村	役職名	氏 名	備 考
2号委員	広見町	収 入 役	河 野 通 夫	
	日吉村	助 役	大 森 時 政	
3号委員	広見町	議 員	松 本 功	
	日吉村	議 員	山 崎 保	
4号委員	広見町	学識経験者	酒 井 哲 夫	
		学識経験者	二 宮 建 一	
	日吉村	学識経験者	宮 本 芳 春	
		学識経験者	入 田 伸 介	

新町町章候補選定小委員会スケジュール（案）

月 日	内 容
6月 3日	第6回合併協議会において新町町章候補選定小委員会の設置を決定 第1回新町町章候補選定小委員会：日吉村住民センター 2階研修室 (小委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任)

今後のスケジュール（合併協議会への委員長報告日程は除く。）



6月 9日	第2回小委員会 (広見町町民会館 3階大会議室) ・新町町章の募集方法について ・新町町章の選定方法について
6月15日	公募開始
7月31日	公募締め切り
8月 上旬	第3回小委員会（日吉村住民センター） ・公募結果集計 ・町章候補の選定（第1次選定）
8月 中～下旬	第4回～5回小委員会 ・町章候補の選定（第2次選定・最終選考）
9月 2日	合併協議会へ新町町章候補選定結果報告 協議会へ新町町章提案
10月 7日	協議会で新町町章確認

1月 1日	新町誕生
-------	------

新町の町章募集要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、広見町及び日吉村の2町村が合併して誕生する鬼北町（以下「新町」という。）の町章を募集して、新町の将来像である「豊かな自然と人とが響きあうまちづくり 森がすくすく、川がいきいき、人が元気」にふさわしい町章候補を選定することを目的とする。

（募集する町章）

第2条 募集する町章は、次のとおりとする。

- (1) 新町の将来像である「豊かな自然と人とが響きあうまちづくり 森がすくすく、川がいきいき、人が元気」にふさわしい町章とする。
- (2) 町旗、バッジ等にも使用可能なデザインとする。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション（ぼかし、濃淡）で表したものは不可とする。
- (4) 自作の未発表作品とする。

（募集方法）

第3条 募集方法は、公募とする。

（応募方法等）

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は問わない。また、同一人の応募は、何点でも可能とする。
- (2) 募集期間は、平成16年6月15日から平成16年7月31日までとする。
- (3) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、枠外に天地を明示する。用紙1枚につき1作品とする。
- (4) 応募にあたっては、「デザインの趣旨（100字以内）」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を用紙に記載すること。
- (5) 応募は、持参又は封書による郵送とする。
- (6) 応募先は、広見町・日吉村合併協議会（以下「協議会」という。）事務局とする。

（周知の方法）

第5条 新町の町章募集については、ホームページ、協議会だより、募集チラシ、町村広報等で周知する。

（選定方法）

第6条 応募された作品は、新町町章候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）において、採用候補作品5点以内を選考し、協議会において1点を選定する。

（賞金）

第7条 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。

- | | | |
|----------|----|----------|
| (1) 最優秀賞 | 1人 | 30万円 |
| (2) 優秀賞 | 4人 | 1人に付き3万円 |

（結果発表）

第8条 協議会だより、ホームページ、町村広報等で発表するとともに、入賞者には別途通知する。

（著作権等）

第9条 採用作品に関する著作権については、次のとおりとする。

- (1) 採用作品に関する一切の権限は、広見町・日吉村合併協議会及び新町に帰属する。

(2) 応募作品は、返却しない。

(3) 採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで使用する場合がある。

(その他)

第10条 その他、新町の町章候補選定に関し必要な事項については、小委員会において別に定める。

附 則

この要項は、平成16年 月 日から施行する。

その他

1. 第2回新町町章候補選定小委員会について

第2回新町町章候補選定小委員会の開催日時は、次のとおりとする。

日 時 平成16年 月 日() 午後 時から

場 所 広見町民会館 3階大会議室